

令和2年7月1日

ヘルスケアサービス開発支援事業・モニター調査での感染症対策について

公益財団法人神戸医療産業都市推進機構

ヘルスケアサービス開発支援事業でのモニター調査においては、新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策を徹底するため、厚生労働省ほか関係省庁の通知、関連学会の見解等を踏まえ、調査実施機関として適切な感染症対策を行い、調査環境を確保します。

なお、本対策は対策制定時の知見を踏まえて作成したものであり、新たな知見等が得られた場合、改訂されるものです。

I モニター調査の実施にあたっての対応

1) 基本姿勢

新型コロナウイルス感染症対策としていわゆる「3密」（密閉・密集・密接）を避けることとされています。ヘルスケアサービス開発支援事業にて実施するモニター調査は、3つの密のそれぞれを可能な限り回避することにより、モニター調査の実施環境の確保に努めます。

なお、モニター調査での測定項目については、医療現場や健診で同様の検査項目が実施されているものに限って実施することとします。

2) モニター調査環境の確保

モニター調査の参加者（以下、参加者）、モニター調査の実施者（以下、実施者）相互の安全確保のため、モニター調査の遂行上、特に必要のある場合を除き、モニター調査実施会場（以下、会場）ではマスク着用を原則とします。

- ・ 参加者のマスクは、原則として参加者に用意してもらいます。マスク着用がない場合は、モニター調査に参加できません。
- ・ 受付後、速やかに問診、体温測定を行い、参加者の健康状態を確認します。
- ・ 発熱があるなど参加者として不相当と判断した場合は、参加者に説明した上で、参加を取りやめていただきます。
- ・ 「密集・密接」を避けるため、参加者間の距離を確保するとともに、モニター調査での各種測定（以下、測定）に要する時間を可能な限り短縮します。
- ・ 参加者と実施者が対面で話す際は、適切な距離を確保するよう配慮をします。
- ・ 室内の換気は、1時間に2回以上定期的に窓やドアを開けるなどして行います（ただし、機械式換気装置が稼働し、十分な換気量が確保されている場合は除きます）。
- ・ 参加者の「密集」を避けるため、1日の参加者数、測定時間等を調整します。
- ・ 実施者は、アルコール消毒液等により入念に手指の消毒を励行します。
- ・ ロッカールーム、トイレ、ドアノブ、階段手摺、エレベータ呼びボタン、エレベータ内部のボタン等参加者が触れる箇所を、定期的にアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム消毒液により清拭し、環境衛生に

努めます。

3) 実施者が感染源とならないための配慮

- ・ 実施者は開場前に体温測定し、発熱等の症状を認めるときには、会場に入らず、所属する職場に電話連絡し、医療機関を受診します。
- ・ 過去に発熱が認められた場合、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状等が改善傾向となっている場合のみ、モニター調査の実施者として参加することが出来ます。（インフルエンザ等の発熱の原因が診断された場合は、各疾患の規定に従います。）
- ・ すべての実施者はマスクを着用するとともに、手洗い又はアルコール消毒液等による手指消毒を徹底して行います。
- ・ 実施者に新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、実施者が所属する機関の管理者は保健所等の指示に基づき、直ちに万全の対応を行います。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に罹患し、治療した実施者は、保健所等の指導に基づき、勤務等を再開します。

II 参加者をお願いする事項

1) 事前に参加者へ通知する事項

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、次の方は、モニター調査への参加をお断りしています。
 - いわゆる風邪症状が持続している方
 - 発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が 37.5℃以上を目安とする）、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害などの症状のある方
 - 過去 2 週間以内に発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が 37.5℃以上を目安とする）のあった方
 - 2 週間以内に、法務省・厚生労働省が定める諸外国への渡航歴がある方（およびそれらの方と家庭や職場内等で接触歴がある方）
 - 2 週間以内に、新型コロナウイルスの患者やその疑いがある患者（同居者・職場内での発熱含む）との接触歴がある方
 - 新型コロナウイルスの患者に濃厚接触の可能性があり、待機期間内（自主待機も含む）の方
- ・ 上記症状が続く場合、あるいは基礎疾患（持病）の症状に変化がある方は医療機関にご相談ください。
- ・ 新型コロナウイルスに感染すると悪化しやすい糖尿病・心不全・呼吸器疾患の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方には、モニター調査への参加はご遠慮いただきます。
- ・ 上記の基礎疾患以外にも、高齢者は新型コロナウイルス感染時に重篤化のリスクが高いと言われております。ご参加にあたっては、ご自身の体調等を見極めて、判断をお願いします。
- ・ 当日は、マスクを着用してきてください。
- ・ 熱中症対策のため、飲み物を持参ください。

2) モニター調査参加に際して、参加者をお願いする事項

- ・ 会場では各自マスクを着用していただきます。
- ・ 入口等にアルコール消毒液を用意しますので、参加者には開場への入館（室）時と退館（室）時のほか、測定中も適宜手指消毒をお願いします。アルコールを使えない方には、界面活性剤配合のハンドソープ等により手洗いをお願いします。
- ・ 測定中は換気を定期的に行うため、外気温が高い季節では室温が上がるため、熱中症予防のため、飲み物を事前に手元にご用意ください。また、外気温が低い季節では室温が下がるため、カーディガン等羽織るものを事前に手元にご用意ください。
- ・ 受付時間を守り、密集・密接を防ぐことにご協力をお願いします。
- ・ 開場入口等で、非接触型体温計等で体温を実測することがありますのでご協力をお願いします。

Ⅲ その他実施にあたっての作業

1) 記録

<対象者> 実施者および参加者

<記録事項>

- ・ 氏名および連絡先： 感染者発生時追跡調査・保健所連絡等のため
- ・ 会場到着時体温： 非接触体温計にて測定
- ・ 感染症に関する確認事項： 直近 2 週間での呼吸器症状、味覚・臭覚状況
直近 2 週間での新型コロナウイルス感染者との接触の有無の確認

2) 感染対策用物品と作業

<物品> アルコール消毒剤（または次亜塩素酸ナトリウム）、手袋、予備マスク、非接触体温計、温湿度計、ペーパータオル（ティッシュ、キムワイブ等）、扇風機 or サーキュレーター、救急キット、AED、クーラーボックス（冷えピタ、保冷剤、飲み物を準備）

<作業>

1. 換気： 30 分ごとに実施します。
2. 消毒：
測定に使用する機器で、参加者の手や顔等が触れる部分については、測定会開始前および各参加者の測定終了ごとに機器の接触部分をアルコール消毒液または次亜塩素酸ナトリウム消毒液で清拭します。
例) InBody、身長・体重計、握力計、その他調査で使用する機器等
3. 測定時の作業：
実施者と参加者の間は、適切な距離を確保する、あるいはパーティションを設けるよう配慮します。
また、説明資料等を工夫するなどし、作業の効率化を図ります。
測定実施者は、マスク、手袋を着用します。一被験者の測定終了ごとに、手指の消毒または手袋の交換を実施します。
4. 廃棄物の管理：
消耗品がある場合は、皮膚への接触、呼気、唾液の付着の可能性のある物は、手袋をした状態

でのみ作業し、参加者が他の参加者の消耗品（使用前、使用後に関わらず）に触れることが無いよう、管理します。ごみ袋をその他廃棄物と分別し廃棄します。

その他の包装部分等は、一般ごみと同様に管理します。

5. 場の管理：

開始時は、モニター参加者の入場前に、作業台、ドアノブ、その他必要と思われる部分のふき取り消毒を行います。

実施中は、およそ1時間ごとに、作業台、ドアノブ、その他必要と思われる部分のふき取り消毒を行います。

終了時は、モニター参加者が全員退出した後、使用した備品、ドアノブ、換気等で触れた箇所等のふき取り消毒を行います。その他、必要を感じた場合は、随時ふき取り消毒を行います。

3) 動線・配置

- ・ 測定の流れを、一方通行にして（または平行も可）、被験者が交差することを避けます。
- ・ 測定場所同士は十分な間隔を設けます。
- ・ 測定待ちの人が発生する場合は、間隔をあけて待機できるよう、床に位置マーク等を表示します。

4) 掲示物

会場入り口および会場内には、以下の掲示物を提示します。

- ・ 咳エチケット等感染防止のポスター（厚生労働省）
- ・ 「感染症対策についてのご協力」のポスター（厚生労働省）